



【問合せ先】
市民生活課市民相談センター・
消費生活センター
(☎28-9110)

フィッシング詐欺とは

実在する企業名などを使って偽メールやSMSを送り、本物そっくりの偽サイトに誘導しID、パスワード、クレジットカード番号などの個人情報を盗み出す詐欺行為です。

相談事例 大手通販サイトからクレジットカード番号を再登録するようメールが来たので、記載されたURLにアクセスし、クレジットカード番号を入力した。その後、全く使用した覚えのない請求がきた。

対 策

- ▼身に覚えのない不審なメール、SMSのリンクは安易に開かない
- ▼送り先の公式ホームページでフィッシング詐欺に関する情報がないか確認する
- ▼万一アクセスしても、絶対に個人情報は入力しない

市民生活相談・消費生活相談 ID1000622

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料相談 要予約

ID1026284

相談は1人30分まで、年度に1回限りです。

とき＝10月1日☎13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝同センター（☎28-9110）

※9月30日☎15:30までに予約してください